IACE TRAVEL

2021 年 10 月 1 日以降に日本に入国/帰国される方の隔離期間

以下のフローチャートに従って日本に入国/帰国後に何日間に隔離が必要なのかご確認ください。隔離期間中の宿泊施設や交通機関につきましては IACE トラベルまでご相談くださいませ。

新型コロナウイルスワクチンを必要な回数打ちましたか？（J&J 製を除き 2 回です）

NO → QR コード先のリンクの「検疫所で 3 日間/6 日間/10 日間の待機が必要」な国/地域に該当していますか？

YES → 必要回数打ったワクチンは、ファイザー製、アストラゼネカ製、モデルナ製のいずれかですか？

NO → QR コード先のリンクの「検疫所で 3 日間/6 日間/10 日間の待機が必要」な国/地域に該当していますか？

YES → A

NO → B

YES → 2 回目の接種日から 14 日以上経過していますか？

NO → QR コード先のリンクの「検疫所で 3 日間/6 日間/10 日間の待機が必要」な国/地域に該当していますか？

YES → 手元の接種証明書は以下条件を満たしていますか？

①QR コードのリンク先に記載されている「ワクチン接種証明書の発行国・地域」で発行されている。

②氏名、生年月日、ワクチンのメーカー、接種日、接種回数のすべてが記載されている。

③日本語または英語、その他の言語＋翻訳の添付がある。

NO → QR コード先のリンクの「検疫所で 3 日間/6 日間/10 日間の待機が必要」な国/地域に該当していますか？

YES → C

NO → QR コード先のリンクの「検疫所で 6 日間/10 日間待機が必要」な国/地域に該当していますか？

YES → D

NO → 入国/帰国後 10 日目以降に QR コードから確認できる政府指定の検査機関で検査を受けますか？

NO → B

日本政府は、新型コロナウイルスワクチンの接種率増加を受け、2021 年 9 月 27 日に入国/帰国における検疫措置の緩和策を発表しました。条件を満たす方であれば、入国/帰国から最短 10 日間で隔離（待機）期間を終了し、公共交通機関を利用することや、通常通りにご出社されることが可能となります。
しかしながら、対象となる渡航先や、証明書のフォーマット等は、感染状況や今後の運用によって変更される場合もございますので、十分にご注意ください。

こちらの緩和策に関するご質問はもちろん、その他渡航、ご出張に関わるご相談、ご質問は IACE トラベルまでお気軽にお問い合わせください。また、IACE トラベルでは公式ホームページや公式 Twitter にて毎日渡航に関する最新情報をお届けしておりますので、こちらも併せてご確認いただけますと幸いです。

IACE TRAVEL

2021 年 10 月 1 日以降に日本に入国/帰国される方の 4 通りの隔離期間

A

政府指定施設で 3 日間/6 日間/10 日間の待機
入国/帰国後 14 日目までの期間は自宅等で待機

新型コロナウイルスワクチンを必要回数接種されていない方、あるいは 2 日目の接種日から 14 日以上経過していない方、政府規定のワクチン接種証明書のコピーを提出することが困難な方のうち、特に変異ウイルスの感染拡大が懸念されている国/地域からの帰国/入国者が該当します。こちらの期間は、公共交通機関をご利用いただけませんので、十分にご注意ください。

B

自宅等で 14 日間の待機

新型コロナウイルスワクチンを必要回数接種されていない方、あるいは 2 日目の接種日から 14 日以上経過していない方、政府規定のワクチン接種証明書のコピーを提出することが困難な方のうち、特に変異ウイルスの感染拡大が懸念されている国/地域からの帰国/入国者ではない方、またはワクチンを必要回数接種済みで政府が定める緩和策の条件を満たしている方のうち、帰国/入国日から 10 日後に指定の検査機関で検査を受けることが困難な方が該当します。こちらの期間は、公共交通機関をご利用いただけませんので、十分にご注意ください。

C

政府指定施設で 6 日間/10 日間の待機
入国/帰国後 14 日目までの期間は自宅等で待機

ワクチンを必要回数接種済みで政府が定める緩和策の条件を満たしている方のうち、特に変異ウイルスの感染拡大が懸念されている国/地域からの帰国/入国者（6 日間/10 日間の指定施設での待機を要求されている方）が該当します。今回の緩和策では、「政府指定施設での 3 日間待機」は免除されますが、6 日間/10 日間待機が要求されている場合、こちらは免除されません。ワクチン接種証明書をご提出された場合も緩和対象とはなりませんので、ご注意ください。

D

自宅等で 10 日間待機（免除対象）

こちらが今回の緩和策の対象の方です。まず、日本が有効と認めている 3 社いずれかのワクチンを完全に接種し、2 回目の接種日から 14 日以上経過していること。そして記載必須事項が書かれている接種証明書のコピーを検疫所に提出すること。最後に、入国/帰国後 10 日目に自主検査を受け、陰性結果を入国者管理センターに届け出なければなりません。届出後に待機終了の知らせを受け取っていただいた後に、待機期間が終了となります。

陰性結果提出方法